

保安規定変更に係る基本方針(BWR)について

(令和元年 7月9日)

東北電力株式会社

東京電力ホールディングス株式会社

中部電力株式会社

北陸電力株式会社

中国電力株式会社

日本原子力発電株式会社

はじめに

1. 前回のご説明内容

(1) BWR電力に対応した「基本方針」について下記を説明した。

- ・ BWR特有の設備に関するLCO設定の考え方について
- ・ PWR基本方針との主な変更点
 - 補助パラメータの扱いについて
 - 原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

下記、ご指摘をいただいた。

- ・ フィルターベント及び代替循環冷却系のLCO設定において、設置許可基準規則第50条第1項、2項の要求事項の趣旨を踏まえて再度整理し説明すること。
- ・ 緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について、原子炉制御室と同様と扱っているが、設置許可基準規則の要求事項を踏まえて整理し説明すること。
- ・ その他、記載の明確化 等

2. 今回のご説明内容

(1) 前回頂いた指摘事項に対し回答する。

審査会合における指摘事項

No	審査会合実施日	指摘事項	回答	資料
1	2019/6/11	耐圧強化ベントにおけるW/WとD/Wについて設置許可基準規則第48条及び第52条への適合性を明確化すること。	第48条についてはD/W又はW/W、第52条についてはW/Wのみが対象となる。資料上明確化した。	スライド P.4,5
2	2019/6/11	フィルターベント及び代替循環冷却系のLCO設定において、設置許可基準規則第50条第1項、第2項の要求事項の趣旨を踏まえて再度整理し説明すること。	第50条第1項、第2項の要求事項を踏まえ再整理を行い、資料へ反映した。	スライド P.4～P.9
3	2019/6/11	補助パラメータの代替監視の考え方について、全ての計器が網羅されるよう整理すること。	代替監視の考え方に不足が無いことを確認した。なお、今後個別プラントにおいて不足が確認された際には個別審査において説明する。	スライド P.11
4	2019/6/11	緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について、原子炉制御室と同様と扱っているが、設置許可基準規則の要求事項等を踏まえて整理し説明すること。	緊急時対策所へ要求される事項を明確にした上で、被ばく評価で期待する設備のLCOを適用する原子炉の状態について再整理を行った。	スライド P.11～P.16
5	2019/6/11	「要求される措置」における γ 設備(対応する設計基準事故対処設備)の確認方針について、サポート系の確認方法について記載を明確化すること。	「保安規定変更に係る基本方針4.3 LCO・要求される措置・AOTの設定方針」へ γ 設備のサポート系の確認方法について記載を明確化した。	基本方針変更前後比較表(P.3)

説明事項1

耐圧強化ベントにおけるW/WとD/Wについて設置許可基準規則第48条及び第52条への適合性について

耐圧強化ベントの放出ラインについては、原則として放射性物質の抑制のためサプレッション・チェンバ・プールを経由するW/Wベントを選定している。ただし、第48条については炉心損傷前ベントを想定していることからD/Wベントについても期待できる。(本内容を次スライドへ反映。)

説明事項2

フィルターベント及び代替循環冷却系に関するLCO/AOT設定の考え方について

設置許可基準規則第50条第1項、2項の趣旨を踏まえ、フィルターベント、代替循環冷却系のLCO設定について、再整理を行った。次スライド以降にて説明する。

なお、AOT設定にあたっては下記について基本方針の通り定義し、説明に使用する。

- A設備: LCO対象のSA設備
- B設備: A設備の機能全てを満足するSA設備(基準要求※1を維持できる場合に限る)
- C設備: A設備の機能全てを満足※2するSA設備(基準要求※1を維持できない場合)
 - ※1 設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求
 - ※2 準備時間短縮等の補完措置の実施により満足する場合も含む
- D設備: A設備の機能に対する自主対策設備又は代替措置
- γ設備: A設備に対応する設計基準事故対処設備

1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

(各設備の設置許可基準規則(及び技術的能力審査基準)適合性の整理)

設置許可基準規則 (技術的能力審査基準)	フィルターベント	代替循環冷却系	耐圧強化ベント (W/W)	(窒素供給設備)	自主対策設備 (例)ドライウエル 冷却系等	(参考) RHR (γ設備)
第48条(1.5) (最終ヒートシンク)	◎	—	◎ (D/Wも可)	—	—	◎
第50条(1.7) (PCV過圧破損 防止)	第1項	—	○※	—	△	◎
	第2項	○※	○※	△	—	
第52条(1.9) (水素爆発防止)	◎	—	◎	△	—	◎

(原則として、柏崎刈羽原子力発電所の例を示す。

ただし、窒素供給設備については、第52条において期待するプラントもあるため例示している。)

◎: 基準要求を満足

○: 基準要求を一部満足

△: 自主対策設備

- フィルターベント(第48条、50条、52条を兼ねる設備)を【A設備】とした場合(赤枠部)の、B設備、C設備、D設備を以下に例示する。

【B設備】該当なし。第48条、52条の観点では耐圧強化ベントがB設備となり得るが、第50条を満足しないため。

【C設備】代替循環冷却系及び耐圧強化ベント(W/W)を設定。(青枠部)
両設備によりA設備の機能を代替可能(基準要求を一部満足)なため。

【D設備】該当なし。
(ただし、第52条として窒素供給設備にてA設備の機能を代替又は緩和可能な場合はD設備として設定する場合もある。)
- (※)第50条第1項では格納容器バウンダリを維持しつつ圧力・温度を抑制する設備(代替循環冷却系)の設置、第2項により第1項に加えて圧力逃がし設備(フィルターベント)の設置要求があることを考慮する。これら設備に対する基準規則上要求される役割の相違、事故対応手段としての優先度等を勘案し、第1項設備は第2項設備にて期待する機能を満足すると考えるが、第2項設備は第1項設備にて期待する機能を十分に満足しているとは考えにくいことからAOT延長に活用する設備とはしないこととする。

1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

【基本的な考え方】

- 基本方針「4.3 LCO・要求される措置・AOTの設定方針」の通り、LCO/AOTを設定する。
- γ設備、B設備、C設備、D設備の設定については、A設備に対する基準上の要求事項や代替する機能の適合性を踏まえ設定する。(下記)
- AOTについては、両設備は常設重大事故等対処設備であり、2N要求ではないため、“【2N要求以外の重大事故等対処設備】フロー”に従い設定する。(次表)

A設備	B設備	γ設備	C設備	D設備	設定の考え方
(表66-5-1) 格納容器圧力逃がし装置 (フィルターベント)	(なし)	残留熱除去系 (低圧注水モード、格納容器スプレイ冷却モード、サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード) 及び 可燃性ガス濃度制御系	代替循環冷却系及び 耐圧強化ベント系 <u>(W/W)</u>	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則(第48条,50条,52条)、技術的能力(1.5,1.7,1.9)における要求事項を考慮し設定。 ・第50条第2項要求としてフィルターベントは代替循環冷却系に加えて設置要求があり、代替循環冷却系のみでは基準要求は満足しないため、代替循環冷却系はB設備とはしない。一方、第1項設備である代替循環冷却系により第2項設備のフィルターベントに期待する機能を満足すると考えられることからC設備と整理する。
(表66-5-5) 代替循環冷却系	(なし)	残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード、サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード)	<u>(なし)</u>	<u>ドライウエル冷却系等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則(第50条)、技術的能力(1.7)における要求事項を考慮し設定。 ・<u>第50条第1項における「原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備」との要求に対して、第2項設備のフィルターベントは第1項に期待する機能を満足しないことから、代替循環冷却系に対するB,C設備とはしない。</u> ・<u>また、同等の目的を有する自主対策設備をD設備として設定する。</u>

A:LCO対象SA設備

B:Aの機能全てを満足するSA設備

C:Aの機能全てを満足※1するSA設備(基準要求を維持できない場合)

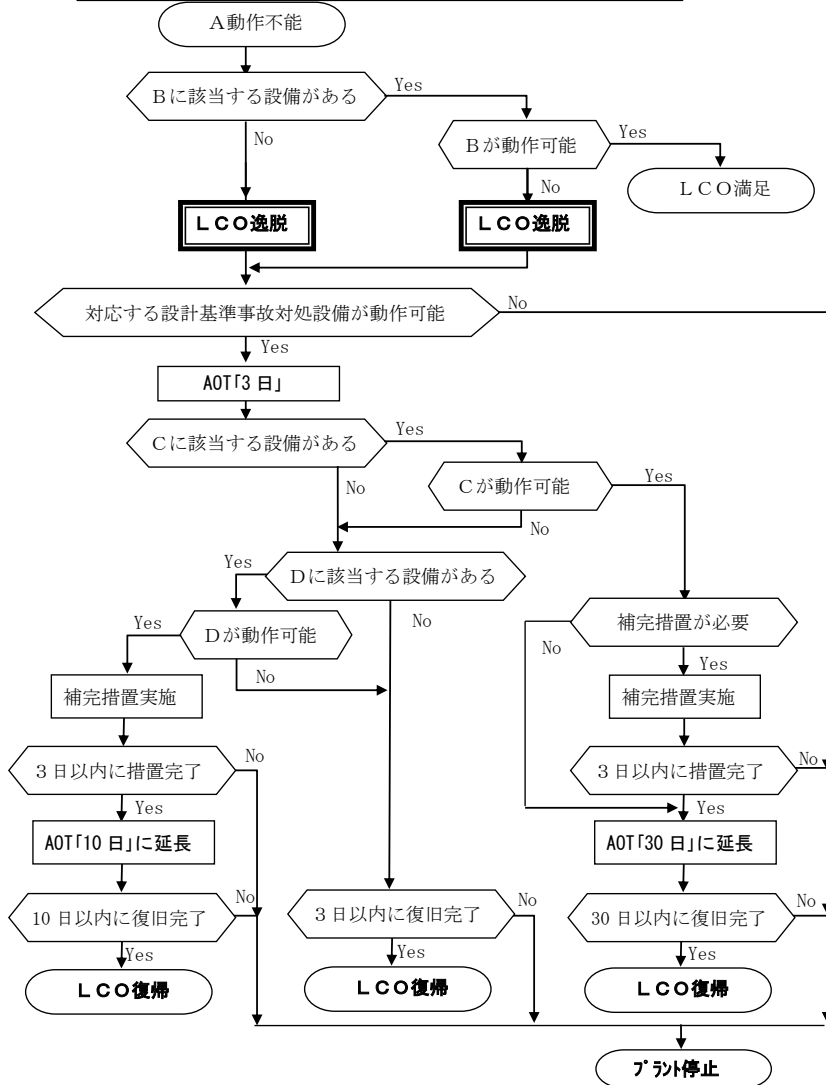
※1:補完措置の実施により満足する場合も含む

D:Aの機能に対する自主対策設備または代替措置

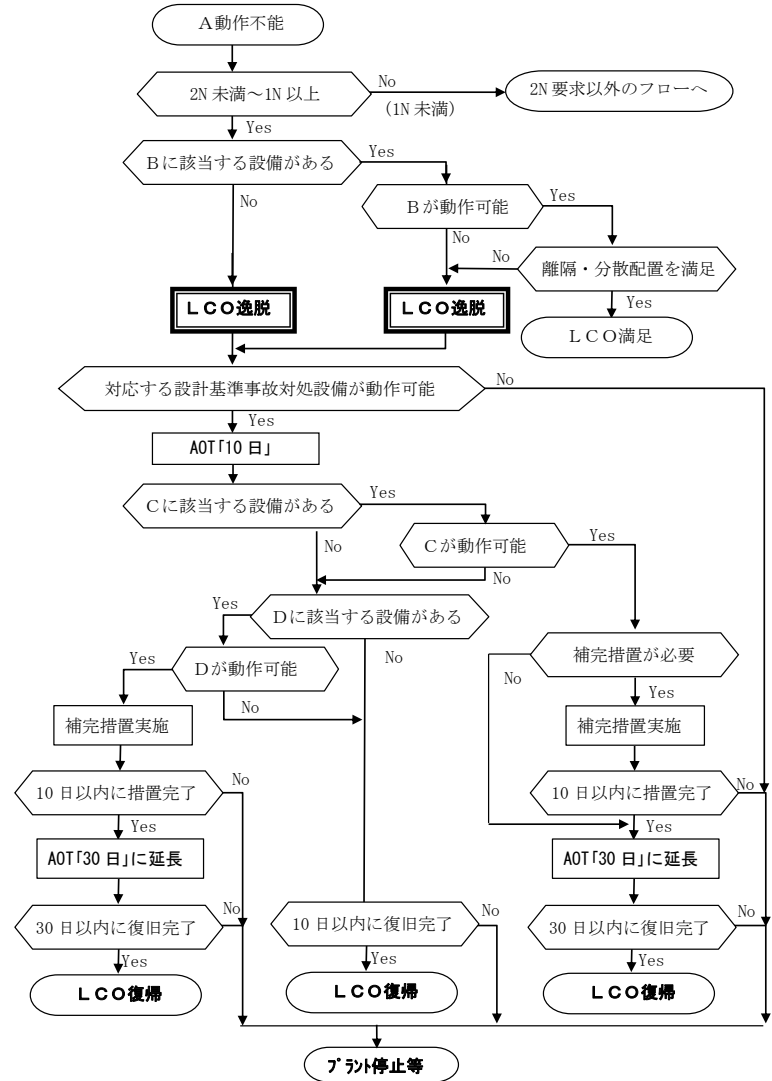
<重大事故等対処設備のAOT延長フロー>

(設計基準事故対処設備のうちECCS機器のAOTを参考とする場合)

【2N要求以外の重大事故等対処設備】



【2N要求の可搬型重大事故等対処設備】



1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

【フィルターベントの例】

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 格納容器圧力逃がし装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系※11が動作可能であることを確認する※12とともに、その他の設備※13が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列が動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ※15が動作可能であることを管理的手段により確認する措置を開始する。 及び A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 30日間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

※11: 低圧注水モード1系列, サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード2系列及び格納容器スプレイ冷却モード1系列をいう。

※12: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13: 残りの残留熱除去系各モードの系列, 非常用ディーゼル発電機3台, 原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14: 残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15: 代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系(W/W)をいう。

※ 柏崎刈羽原子力発電所の例を示す。

1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

【代替循環冷却系の例】

適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運 転 起 動 高温停止	A. 代替循環冷却系が 動作不能の場合	A1. 当直長は、 <u>残留熱除去系※10が動作可能であることを確認する※11と ともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。</u> 及び A2. 当直長は、 <u>当該機能を補完する自主対策設備※13が動作可能である ことを確認する。</u> 及び A3. 当直長は、 <u>当該システムを動作可能な状態に復旧する。</u>	速やかに 3日間 10日間
	B. 条件Aで要求される 措置を完了時間内 に達成できない場合	B1. 当直長は、 <u>高温停止にする。</u> 及び B2. 当直長は、 <u>低温停止にする。</u>	24時間 36時間

※10: 格納容器スプレイ冷却モード1系列, サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード2系列をいう。

※11: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※12: 残りの残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード, サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード)1系列, 非常用ディーゼル
発電機3台, 原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを
確認する。

※13: ドライウェル冷却系による原子炉格納容器内の代替除熱をいう。

※ 柏崎刈羽原子力発電所の例を示す。

(参考)設置許可基準規則及び解釈 抜粋

(最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

第四十八条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設けなければならない。

(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)

第五十条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。

2 発電用原子炉施設(原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。)には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能(炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。)と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。

(水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第五十二条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設けなければならない。

(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。

設置許可基準規則第59条解釈 2 e)

BWRIにあっては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること、また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。

説明事項3

補助パラメータの代替監視の考え方について

代替監視の考え方※について、BWR全社において再度確認したところ、現時点では選定条件に不足がないことを確認した。

※参考資料P.28(前回R1.6.11審査会合資料1-1)

なお、今後、個別プラントにおいて不足が確認された際には、個別審査において説明する。

説明事項4

緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

緊急時対策所へ要求される事項を再度整理し、被ばく評価で期待する設備のLCOを適用する原子炉の状態について再整理を行った。次スライド以降にて説明する。

2. 原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【設置許可基準規則における記載事項】

(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。

⇒ 本設備は個別号炉の重大事故等に対応するものであるが、運転停止中/SFPの有効性評価にて、炉心損傷又はSFP燃料損傷に至ることがないことを示しているように、当該個別号炉において、冷温停止中は被ばくの原因となる大量のFP放出を伴う事象が発生する可能性は小さい。また、設置許可基準規則にて「原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。」と記載の通り、原子炉格納容器の破損が防止されていることが前提となる。



したがって、原子炉制御室のうち、

- i. 被ばく評価において期待している設備については「運転、起動、高温停止、炉心変更時※又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」をLCOを適用する原子炉の状態とする。※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
- ii. 被ばく評価において期待している設備以外の設備については「常時」をLCOを適用する原子炉の状態とする。

3. 緊急時対策所(1.18/第61条)に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【設置許可基準規則における記載事項】

(緊急時対策所)

第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。

- 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。
- 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。
- 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。

⇒ 本設備は発電所全体の重大事故等に対応するものであるが、全号炉が冷温停止の場合には、ベントのように短時間に放射性物質を放出することは想定しにくい。しかしながら、不測の事態に対して一定の考慮が必要と考える。また、設置許可基準規則においても原子炉制御室(第59条)と異なり、原子炉格納容器の破損が防止されていることを前提としていない。

よって、被ばく評価において期待している設備を以下のとおりに整理する。

- 長期間の放射性物質放出に対応する設備(陽圧化空調設備など)については、冷温停止中の被ばく低減対策として必要。
- 短時間に放射性物質放出に対応する設備(空気ポンベ)については、冷温停止中の被ばく低減対策として重要性は小さい。



したがって、緊急時対策所のうち、

- i. 被ばく評価において期待している設備のうち、短時間に放射性物質を放出する場合において、機能を期待している**空気ポンベ**については「**運転、起動、高温停止、炉心変更時※又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時**」をLCOを適用する原子炉の状態とする。※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
- ii. **空気ポンベ以外**の被ばく評価において期待している設備を含む**全ての設備**は「**常時**」をLCOを適用する原子炉の状態とする。

4. 原子炉制御室に係るLCOを適用する原子炉の状態について

原子炉制御室(1.16/第59条)に関するLCO設定

(条文例:運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

居住性の確保(被ばく低減設備)

項目	運転上の制限
原子炉制御室 (被ばく低減設備)	原子炉制御室(被ばく低減設備)が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転、起動、高温停止、炉心変更時 ^{※1} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 ※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系(空気調和機ファン、フィルタ系ファン) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・データ表示装置(待避室) ・中央制御室待避室空気ボンベユニット(空気ボンベ) ・衛星電話設備(可搬型)(待避室) ・中央制御室待避室差圧計 ・非常用ガス処理系 排風機 ・非常用ガス再循環系 排風機 ・ブローアウトパネル閉止装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1系列 ・1個 ・1個 ・1式 ・13本 ・1式 ・1台 ・1系列 ・1系列 ・10個

居住性の確保(中央制御室)

項目	運転上の制限
原子炉制御室 (中央制御室)	原子炉制御室(中央制御室)が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	・可搬型照明(SA)	・7個

※ 東海第二発電所の例を示す。

5. 緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

緊急時対策所(1.18/第61条)に関するLCO設定

(条文例: 緊急時対策要員が緊急時対策所にとどまるための設備)

居住性の確保(被ばく低減設備のうち緊急時対策所加圧設備)

項目	運転上の制限	
緊急時対策所 (被ばく低減設備のうち緊急時対策所加圧設備)	緊急時対策所(被ばく低減設備のうち緊急時対策所加圧設備)が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	所要数
<u>運転、起動、高温停止、炉心変更時※1又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時</u> ※1: 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所加圧設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・320本

居住性の確保(緊急時対策所)

項目	運転上の制限	
緊急時対策所(緊急時対策所加圧設備を除く)	緊急時対策所(緊急時対策所加圧設備を除く)が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	設備	所要数
<u>運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 ・緊急時対策所エリアモニタ ・可搬型モニタリング・ポスト ・代替交流電源設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台 ・1台 ・1個 ・1台 ・10台 ・2台

※ 東海第二発電所の例を示す。

6. 冷温停止中における被ばく低減対策(空気ボンベ)の効果について

【空気ボンベの目的】

放射性物質が短時間で放出される場合(格納容器ベント実施時等)に、室内を一時的に陽圧化し、放射性物質の取り込みを防止することで、被ばく線量を低減する

- 冷温停止中は運転時に比べ、炉心損傷や格納容器ベントに至る恐れは小さいと考えられる。また、放射性物質が環境中に放出される事象としては、炉心起因以外では、燃料プールでの燃料集合体落下(FHA)が例として挙げられる。※1

※1 燃料プール水位低下に伴い線量率が上昇する事象も考えられるが、放射性物質の放出は伴わない

⇒ FHA時に燃料から放出された放射性物質は、原子炉建屋から環境中へと放出されるが、格納容器ベント時とは異なり、短時間に大量の放射性物質が放出されるのではなく、放出は長期間に渡るものと考えられる。

また、FHA以外の事象が発生した場合においても、原子炉建屋経由での放出は、格納容器ベント時と異なり長期間に渡ると考えられる。

- 放出が長期間に渡る場合、室内への放射性物質の取り込みを一時的に制限するような対策の効果は限定的となり、マスク着用等の長期にわたる対策の方が効果的になると予想される。すなわち、このような場合において空気ボンベは、被ばく低減対策としての重要性は低くなると考えられる。



- 以上を踏まえ、**空気ボンベ**については、LCOを適用する原子炉の状態を「常時」とはせず、「**運転、起動、高温停止、炉心変更時※又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時**」をLCOを適用する原子炉の状態とする。※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く

以降、参考資料
(前回R1.6.11審査会合資料)

説明事項1

BWR特有の設備に関するLCO/AOT設定の考え方について

LCO/AOTの設定については、PWRとBWRにおいて設備上の相違はあるものの、基本的な考え方の相違はないことを確認している。(なお、PWRからの変更点に係る詳細については説明事項2にて示す)

ここではその具体例として、BWR特有の代表的な設備である以下、3設備についてLCO/AOT設定の考え方を示す。

- ①格納容器圧力逃がし装置(以降、フィルターベント)
- ②代替循環冷却系
- ③原子炉建屋ブローアウトパネル

なお、AOT設定にあたっては下記について基本方針の通り定義し、説明に使用する。

- A設備:LCO対象のSA設備
- B設備:A設備の機能全てを満足するSA設備(基準要求※1を維持できる場合に限る)
- C設備:A設備の機能全てを満足※2するSA設備(基準要求※1を維持できない場合)

※1 設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求

※2 準備時間短縮等の補完措置の実施により満足する場合も含む

- D設備:A設備の機能に対する自主対策設備又は代替措置
- γ設備:A設備に対応する設計基準事故対処設備

1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について (各設備の設置許可基準規則(及び技術的能力審査基準)適合性の整理)

設置許可基準規則 (技術的能力審査基準)	フィルターベント	代替循環冷却系	耐圧強化ベント	(窒素供給設備)	(参考)RHR (γ設備)
第48条(1.5) (最終ヒートシンク)	◎	—	◎	—	◎
第50条(1.7) (PCV過圧破損防止)	○※ (代替循環冷却系 と同等)	○※ (フィルターベントと 同等)	△	—	◎
第52条(1.9) (水素爆発防止)	◎	—	◎	△	◎

(原則として、柏崎刈羽原子力発電所の例を示す。
ただし、窒素供給設備については、第52条において期待するプラントもあるため例示している。)

◎: 基準要求を満足
○: 基準要求を一部満足
△: 自主対策設備

- フィルターベント(第48条、50条、52条を兼ねる設備)を【A設備】とした場合(赤枠部)の、B設備、C設備、D設備を以下に例示する。

【B設備】該当なし。第48条、52条の観点では耐圧強化ベントがB設備となり得るが、第50条を満足しないため。

【C設備】代替循環冷却系及び耐圧強化ベントを設定。(青枠部)
両設備によりA設備の機能を代替可能(基準要求を一部満足)なため。

【D設備】該当なし。
(ただし、第52条として窒素供給設備にてA設備の機能を代替又は緩和可能な場合はD設備として設定する場合もある。)
- (※)第50条においては、代替循環冷却系はA設備と同等の機能を持つSA設備であるものの、基準要求として、格納容器の圧力抑制設備(代替循環冷却系)と圧力逃がし設備(フィルターベント)の双方の設置要求があり、いずれかの設備のみでは基準要求を満足しないため、B設備として採用していない。

1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

【基本的な考え方】

- 基本方針「4.3 LCO・要求される措置・AOTの設定方針」の通り、LCO/AOTを設定する。
- γ設備、B設備、C設備、D設備の設定については、A設備に対する基準上の要求事項や代替する機能の適合性を踏まえ設定する。(下記)
- AOTについては、両設備は常設重大事故等対処設備であり、2N要求ではないため、“【2N要求以外の重大事故等対処設備】フロー”に従い設定する。(次表)

A設備	B設備	γ設備	C設備	D設備	設定の考え方
(表66-5-1) 格納容器圧力逃がし装置 (フィルターベント)	(なし)	残留熱除去系 (低圧注水モード、格納容器スプレイモード、サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード) 及び 可燃性ガス濃度制御系	代替循環冷却系 及び 耐圧強化ベント系	(なし)	・設置許可基準規則(第48,50条,52条)、技術的能力(1.5,1.7,1.9)における要求事項を考慮し設定。 ・第50条要求として代替循環冷却系と双方の設置要求があり、代替循環冷却系のみでは基準要求は満足しないため、代替循環冷却系はフィルターベントに対するB設備とはしない。機能としてはフィルターベントを代替可能であることからC設備と整理する。
(表66-5-5) 代替循環冷却系	(なし)	残留熱除去系 (格納容器スプレイモード、サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード)	格納容器圧力逃がし装置 (フィルターベント)	(なし)	・設置許可基準規則(第50条)、技術的能力(1.7)における要求事項を考慮し設定。 ・50条要求としてフィルターベントと双方の設置要求があり、フィルターベントのみでは基準要求は満足しないため、フィルターベントは代替循環冷却系に対するB設備とはしない。 機能としては代替循環冷却系を代替可能であることから、C設備と整理する。

A:LCO対象SA設備

B:Aの機能全てを満足するSA設備

C:Aの機能全てを満足※1するSA設備(基準要求を維持できない場合)

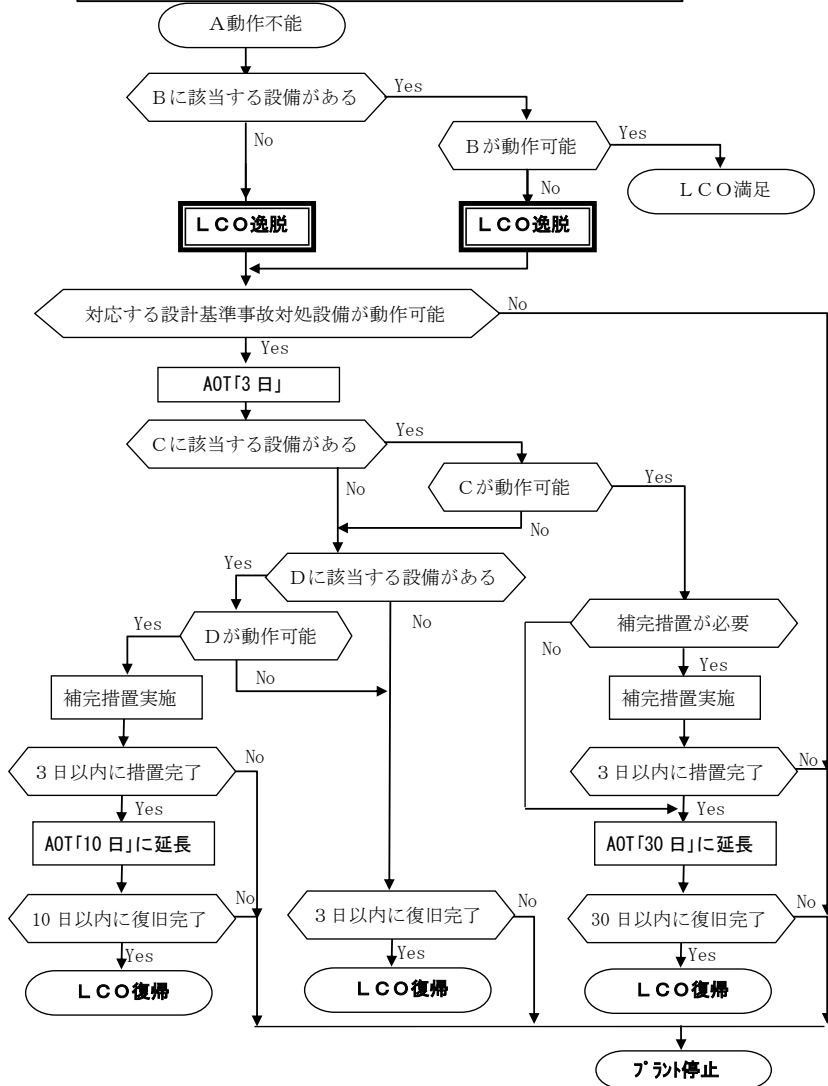
※1:補完措置の実施により満足する場合も含む

D:Aの機能に対する自主対策設備または代替措置

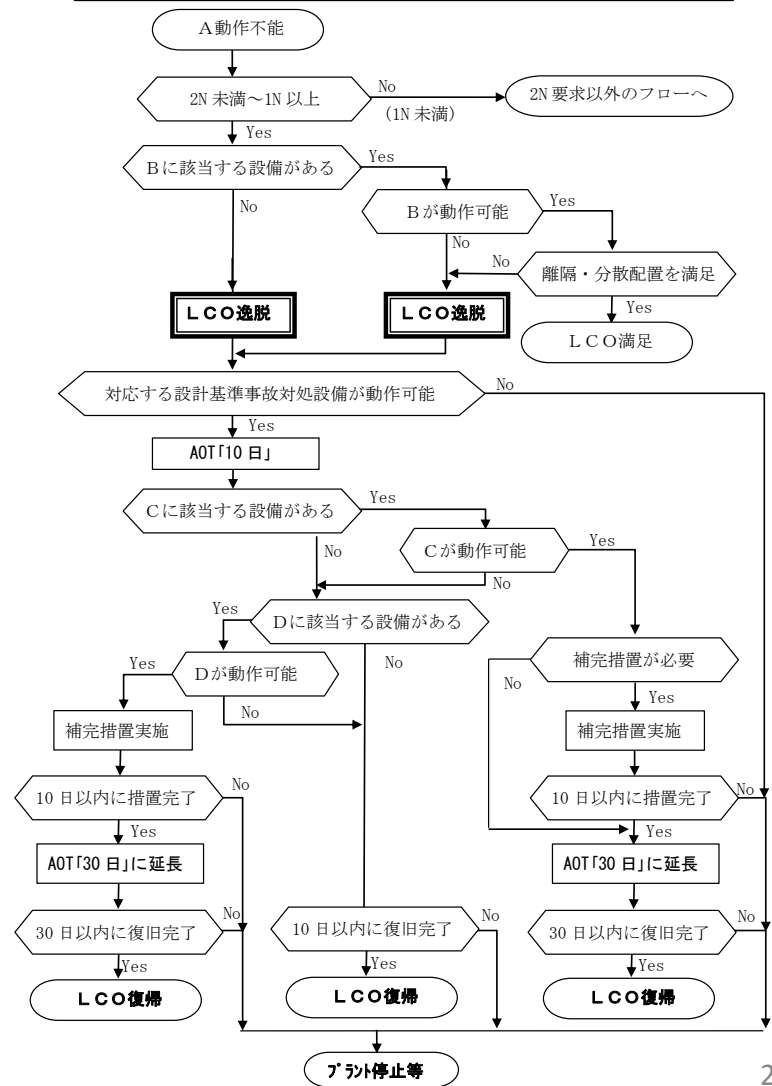
<重大事故等対処設備のAOT延長フロー>

(設計基準事故対処設備のうちECCS機器のAOTを参考とする場合)

【2N要求以外の重大事故等対処設備】



【2N要求の可搬型重大事故等対処設備】



1. フィルターベント、代替循環冷却系のLCO/AOT設定について

【フィルターベントの例】

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 格納容器圧力逃がし装置が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系 ^{※11} が動作可能であることを確認する ^{※12} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系1系列が動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※15} が動作可能であることを管理的手段により確認する措置を開始する。 及び A4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

※11: 低圧注水モード1系列, サプレッション・チェンバ・プール水冷却モード2系列及び格納容器スプレイ冷却モード1系列をいう。

※12: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13: 残りの残留熱除去系各モードの系列, 非常用ディーゼル発電機3台, 原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14: 残りの可燃性ガス濃度制御系1系列をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※15: 代替循環冷却系及び耐圧強化ベント系をいう。

※ 柏崎刈羽原子力発電所の例を示す。

個別説明事項①ー(1/7)

補助パラメータの扱いについて

PWR版基本方針との差異

「添付4 重大事故等対処設備のうち計装設備の保安規定への規定について」

PWR	BWR
<p>○主要パラメータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重要な監視パラメータ【重大事故等対処設備】 ②有効な監視パラメータ【多様性拡張設備】 ③補助的な監視パラメータ【多様性拡張設備】 ④重要代替パラメータ【重大事故等対処設備】 <p>○(設定なし)</p>	<p>○主要パラメータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重要監視パラメータ※1【重大事故等対処設備】 ②重要代替監視パラメータ※1【重大事故等対処設備】 <p>※1 主要パラメータ及び代替パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測される場合は「有効監視パラメータ【自主対策設備】」</p> <p><u>○重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ【重大事故等対処設備】</u></p>

- 補助パラメータとは、発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の運転状態により、発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータ※2である。
- BWRでは、補助パラメータのうち、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付け、LCO等を規定し、管理する。

※2 重大事故等対処設備として位置づけた補助パラメータは、設置許可基準規則の条文毎に示している各主要設備の計装設備(補助)として示している。(例【電源関係】:設置許可基準規則第57条(電源設備))

個別説明事項①－(2/7) 補助パラメータの扱いについて

補助パラメータの監視に係るLCO等設定

- 重大事故等対処設備に該当する計装設備については、「事故時計装」を参考にLCOを設定する。
- 1N要求の重大事故等対処設備がLCO逸脱となった場合は、残りの系統(重大事故等対処設備)がない状態となることから、AOTは3日を基本としている。
- 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータについて、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視に係るLCO等の設定を踏まえて、以下のとおりLCO等を設定する。

補助パラメータ計器	代替措置※	考え方
動作可能	動作可能	—
動作不能	動作可能	<ul style="list-style-type: none"> • LCO逸脱と判断 • AOT30日(代替措置により補助パラメータを確認することで、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断は可能であるが、代替措置となる推定する手順が追加となるため)
動作不能	動作不能	<ul style="list-style-type: none"> • LCO逸脱と判断 • AOT3日(補助パラメータ及び代替措置による監視機能を全て失うため)

※ 当該補助パラメータ計器監視不能の場合、代替計器による監視等の代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得る。

個別説明事項①－(3/7) 補助パラメータの扱いについて

【参考】重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの監視に係るLCO等設定

重要計器	重要代替計器※	考え方
動作可能	動作可能	—
動作可能	動作不能	<ul style="list-style-type: none"> • LCO逸脱(重要代替計器で重要監視パラメータは確認できるが、「技術的能力審査基準の手順要求による設備が維持できない場合」に該当) • AOT30日(重大事故等対処設備の上限)
動作不能	動作可能	<ul style="list-style-type: none"> • LCO逸脱 • AOT30日(重要代替計器で重要代替監視パラメータを確認することにより、事故時操作の判断可能。ただし、重要監視パラメータで確認する場合に比べ、代替措置となる重要代替監視パラメータにより推定する手順が追加となるため)
動作不能	動作不能	<ul style="list-style-type: none"> • LCO逸脱 • AOT3日(重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視するための機能を全て失うため)

※ 当該重要監視パラメータの他チャンネルの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を含む。

個別説明事項①－(4/7)

補助パラメータの扱いについて

【参考】補助パラメータの監視に係るLCO等設定(条文例:電源関係①)

分類	適用される 原子炉の状態	補助パラメータ
電源関係	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧
		AM用直流125V充電器蓄電池電圧
		非常用D/G発電機電圧

項目	頻度	担当
1. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1か月に1回	〇〇GM
2. 補助パラメータを監視する計器の機能検査を実施する。	定検停止時	〇〇GM

個別説明事項①－(5/7)

補助パラメータの扱いについて

【参考】補助パラメータの監視に係るLCO等設定(条文例:電源関係②)

適用される 原子炉 の 状 態	条件	要求される措置	完了時間
運 転 起 動 高温停止	A. 補助パラメータが 監視不能の場合	A1. 当直長は、代替措置※を検討し、原子炉主任 技術者の確認を得て実施する。 及び A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが 運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧 する。	速やかに 速やかに 30日間
	B. 条件AのA1又はA 2で要求される措 置を完了時間内に 達成できない場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧 する。	3日間
	C. 条件AのA3又は条 件Bで要求される 措置を完了時間内 に達成できない場 合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする	24時間 36時間

※ 代替計器又は代替パラメータによる監視をいう。

個別説明事項①－(6/7)

補助パラメータの扱いについて

【参考】補助パラメータの監視が不能となった場合の代替措置について

- 主要パラメータについては、設置許可基準規則第58条及び技術的能力1.15の要求事項に基づき、代替パラメータを重大事故等対処設備として整理している。そのため、保安規定においては、「主要パラメータを計測する計器が動作不能となった場合は、主要パラメータを代替するパラメータ(代替パラメータ)を計測する計器が動作可能であることを確認する」代替措置を設けることとしている。
- 一方で、重大事故等対処設備として位置づけた補助パラメータについては、設置許可基準規則の条文毎に示している各主要設備の計装設備(補助)としての位置付けであり、主要パラメータとは位置付けが異なることから、その代替監視手段については重大事故等対処設備として整理していない。
- よって、補助パラメータの監視が不能となった場合は事象の状況に応じて代替措置を検討することとするが、基本的には、可能な限りその目的及び検知性が同一なものから選定し、同一なものがない場合は以下の優先順位により、間接的に検知可能な計器を選定する。

<選定①> 当該系統の当該計器と同一の計器で代替監視可能なもの(多重化されているもの)。

(例) RCWサージタンク水位(多重性有のため、1系統監視不能の場合は他系統を確認)

<選定②> 当該系統の当該計器と類似の計器

(例) M/C電圧に対する同期検定ランニング電圧

<選定③> 当該系統の上流側・下流側の計器により代替監視可能なもの。

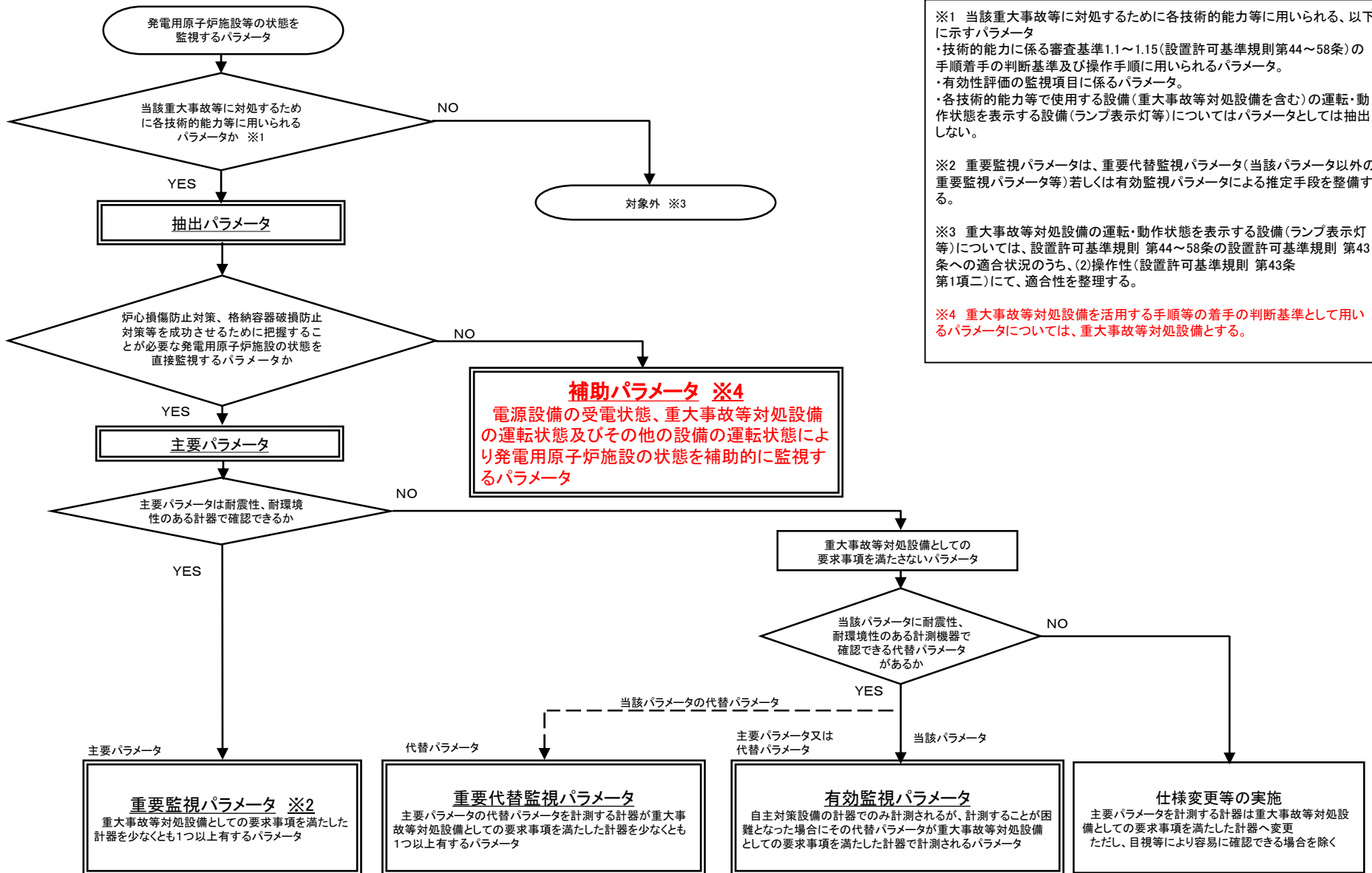
(例) ADS入口圧力に対する高圧ポンベ出口圧力

<選定④> 当該系統と同等の他系統において同等な計器で代替監視可能なもの。

(例) 他系統の非常用D/G発電機電圧等

個別説明事項①－(7/7) 補助パラメータの扱いについて

【参考】重大事故時に必要なパラメータの選定フロー(1.15/第58条)



※1 当該重大事故等に対処するために各技術的能力等に用いられる、以下に示すパラメータ
 ・技術的能力に係る審査基準1.1～1.15(設置許可基準規則第44～58条)の手順着手の判断基準及び操作手順に用いられるパラメータ。
 ・有効性評価の監視項目に係るパラメータ。
 ・各技術的能力等で使用する設備(重大事故等対処設備を含む)の運転・動作状態を表示する設備(ランプ表示灯等)についてはパラメータとしては抽出しない。

※2 重要監視パラメータは、重要代替監視パラメータ(当該パラメータ以外の重要監視パラメータ等)若しくは有効監視パラメータによる推定手段を整備する。

※3 重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備(ランプ表示灯等)については、設置許可基準規則 第44～58条の設置許可基準規則 第43条への適合状況のうち、(2)操作性(設置許可基準規則 第43条第1項二)にて、適合性を整理する。

※4 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いるパラメータについては、重大事故等対処設備とする。

第1図 重大事故等時に必要なパラメータの選定フロー

個別説明事項②－(1/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

「添付6 重大事故等対処設備のLCOを適用する運転モード(原子炉の状態)について」

- 基本方針では、『重大事故等対処設備の機能を代替する設計基準事故対処設備が適用される原子炉の状態を基本として設定、ただし当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要』が基本的な考え方。(PWRとBWRで同様)
- PWRにおける原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する運転モードは「常時」と設定している。



BWRにおける原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態は、重大事故等対処設備を機能(被ばく評価において期待している設備と、被ばく評価において期待している設備以外の設備)に分けて整理し、設定する。

PWR		BWR	
適用する運転モード	重大事故等対処設備(例)	適用する原子炉の状態	重大事故等対処設備(例)
モード1、2、3、4、5及び6並びに使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット 	運転、起動、高温停止、炉心変更時*又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系(空気調和機ファン、フィルタ系ファン) ・中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ)
		運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明(SA)

*停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

補足) 個別説明事項②はより具体的な考え方を説明するため、BWRについては東海第二発電所の具体的設備名称を記載している。なお、PWRについては、基本方針(PWR)を転記(代表的な例)しているが、PWRにおいても「可搬型照明(SA)」は常時と設定している。PWRの常時は、「モード1、2、3、4、5及び6並びに使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間」と表現している。BWRの常時は、「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」と表現している。

個別説明事項②－(2/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

BWRにおける設定の考え方<原子炉制御室(1.16/第59条)>

【基本方針(抜粋)：適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

- a. 重大事故等対処設備に対するLCOを適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備(例：格納容器スプレイ冷却系)が適用される原子炉の状態を基本として設定する。ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

- 重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備の機能を代替する設計基準事故対処設備は、中央制御室非常用換気空調系(保安規定第57条)であり、LCOを適用する原子炉の状態は、「運転、起動、高温停止、炉心変更時*又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」である。
- 原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを適用する原子炉の状態については、「運転、起動、高温停止、炉心変更時*又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」を基本として設定する。

※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

- ただし、重大事故等対処設備の機能として、設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、**重大事故等対処設備を機能(i.被ばく評価において期待している設備、ii.被ばく評価において期待している設備以外の設備)に分類して整理する。**(分類結果はP.32、整理結果はP.33)
- 分類については、技術的能力1.16及び設置許可基準規則第59条を用いる。(参考資料P.37～P.40)

個別説明事項②－(3/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを設定する機器の分類結果について

	分類	
	i . 被ばく評価において期待している設備 (被ばく低減設備)	ii . 被ばく評価において期待している 設備以外の設備(中央制御室)
原子炉制御室 (1.16/第59条) LCOを設定する 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系(空気調和機ファン、フィルタ系ファン) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・データ表示装置(待避室) ・中央制御室待避室空気ポンベユニット(空気ポンベ) ・衛星電話設備(可搬型)(待避室) ・中央制御室待避室差圧計 ・非常用ガス処理系 排風機 ・非常用ガス再循環系 排風機 ・ブローアウトパネル閉止装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明(SA)

上記の様に、**重大事故等対処設備を機能毎(i .被ばく評価において期待している設備、ii .被ばく評価において期待している設備以外の設備)に分類が可能。**

この**分類された設備に対して、手順着手の判断基準を整理する。**整理については技術的能力1.16を用いる。(参考資料P.41～P.43)

なお、設置許可基準規則第59条では「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。)が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。」と規定されており、原子炉格納容器の破損を防止されていることが前提条件となる。

補足)分類結果は基本方針におけるものであり、実際にLCOを設定する機器については、各社個別の保安規定審査で示す。

個別説明事項②－(4/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

原子炉制御室(1.16/第59条)に係る手順着手の判断基準について

	分類	
	i. 被ばく評価において期待している設備 (被ばく低減設備)	ii. 被ばく評価において期待している設備以外の設備 (中央制御室)
原子炉制御室 (1.16) 手順着手の 判断基準	<p>【居住性の確保に係る判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動起動信号(中央制御室換気系)、電源(確保)、中央制御室待避室内の環境監視、原子炉格納容器内の放射線線量率、原子炉圧力容器温度、原子炉格納容器内の水位、原子炉格納容器内の酸素濃度 <p>【運転員等の被ばく低減に係る判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動起動信号(原子炉建屋ガス処理系)、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源(喪失)

原子炉制御室(1.16/第59条)の重大事故等対処設備について、iとiiの機能毎に手順着手の判断基準を整理した結果、LCOを適用する原子炉の状態は以下のとおり整理される。

iについては、技術的能力1.16では使用済燃料プールに係る事故は対象外。また、設置許可基準規則第59条では原子炉格納容器の破損を防止されていることが前提条件である。

よって、基本方針の「当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態」については、「運転、起動、高温停止」であり、「重大事故等対処設備の機能として、設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合」によって拡張される原子炉の状態は無い。

以上から、原子炉の状態については、「**運転、起動、高温停止、炉心変更時※又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時**」として設定する。※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

iiについては、「重大事故等対処設備の機能として、設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合」によって「**常時**」となる。

個別説明事項②－(5/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

BWRにおける設定の考え方<緊急時対策所(1.18/第61条)>

- 緊急時対策所(1.18/第61条)に係る設備については、重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものである。
よって、原子炉制御室(1.16/第59条)と同様の原子炉の状態において待機が必要な設備である。

⇒したがって、緊急時対策所のうち、

- 被ばく評価において期待している設備については「運転、起動、高温停止、炉心変更時※又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」をLCOを適用する原子炉の状態とする。
※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
- 被ばく評価において期待している設備以外の設備については「常時」をLCOを適用する原子炉の状態とする。

「添付6 重大事故等対処設備のLCOを適用する運転モード(原子炉の状態)について」

PWR			BWR		
分類 (技術的能力審査基準 ／設置許可基準規則)	適用する運転モード	重大事故等対処設備(例)	分類 (技術的能力審査基準 ／設置許可基準規則)	適用する原子炉の状態	重大事故等対処設備(例)
緊急時対策所 (1.18/第61条)	モード1、2、3、4、 5及び6並びに使用 済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している 期間	・代替緊急時対策所用 発電機 ・代替緊急時対策所加 圧設備	緊急時対策所 (1.18/第61条)	運転、起動、高温停止、 炉心変更時※又は原子 炉建屋原子炉棟内で照 射された燃料に係る作 業時 運転、起動、高温停止、 低温停止及び燃料交換	・緊急時対策所加圧設備 ・緊急時対策所用発電機

※停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

個別説明事項②－(6/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

原子炉制御室(1.16/第59条)に関するLCO設定

(条文例:運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

居住性の確保(被ばく低減設備)

項目	運転上の制限
原子炉制御室 (被ばく低減設備)	原子炉制御室(被ばく低減設備)が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転、起動、高温停止、炉心変更時 ^{※1} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 ※1:停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室換気系(空気調和機ファン、フィルタ系ファン) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・データ表示装置(待避室) ・中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ) ・衛星電話設備(可搬型)(待避室) ・中央制御室待避室差圧計 ・非常用ガス処理系 排風機 ・非常用ガス再循環系 排風機 ・ブローアウトパネル閉止装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1系列 ・1個 ・1個 ・1式 ・13本 ・1式 ・1台 ・1系列 ・1系列 ・10個

居住性の確保(中央制御室)

項目	運転上の制限
原子炉制御室 (中央制御室)	原子炉制御室(中央制御室)が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換	・可搬型照明(SA)	・7個

個別説明事項②－(7/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

原子炉制御室(1.16/第59条)に関するLCOを適用する原子炉の状態

★炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時

原子炉の状態	原子炉の状態			燃料交換				原子炉の状態		
	運転	高温停止	冷温停止	★		★		冷温停止	起動	運転
LCO設定設備										
【重大事故等対処設備の機能を代替する設計基準事故対処設備】 ・中央制御室非常用換気空調系[2系列]	■			■		■			■	
【原子炉制御室(被ばく低減設備)】 ・中央制御室換気系[1系列](空調機ファン、フィルタ系ファン) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・データ表示装置(待避室) ・中央制御室待避室空気ポンプユニット(空気ポンプ) ・衛星電話設備(可搬型)(待避室) ・中央制御室待避室差圧計 ・非常用ガス処理系排風機[1系列] ・非常用ガス再循環系排風機[1系列] ・ブローアウトパネル閉止装置	■			■		■			■	
【原子炉制御室(中央制御室)】 可搬型照明(SA)	■	■		■	■	■		■	■	■
有効性評価の事故シーケンス選定	①		②			③			④	①

機能を代替する設計基準事故対処設備が適用される原子炉の状態と合わせる

設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合であり適用範囲を拡張(■部)

プラント運転時の事故シーケンス:①TQUV, TQUX, 長期TB, TBP, TBU, TBD, TW, TC, S1E, S2E, ISLOCA

プラント停止時の事故シーケンス:②崩壊熱除去機能喪失, 全交流動力電源喪失 ③原子炉冷却材の流出 ④反応度の誤投入

プラント停止時の事故シーケンスにおいて【原子炉制御室(被ばく低減設備)】は期待していない。

※緊急時対策所(1.18/第61条)に関するLCOを適用する原子炉の状態も同様

個別説明事項②－(8/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを設定する機器の分類について(1/4)

審査基準、基準規則と対応設備との対応表(1/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

技術的能力審査基準(1.16)	番号	設置許可基準規則(59条)	技術基準規則(74条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合においても運転員等がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	①	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対策設備(特定重大事故等対策施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合(重大事故等対策設備(特定重大事故等対策施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。)においても運転員が第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。	④
【解釈】 —	—	【解釈】 1 第59条に規定する「重大事故等対策設備(特定重大事故等対策施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。	【解釈】 1 第74条に規定する「重大事故等対策設備(特定重大事故等対策施設を構成するものを除く。))が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第64条、第65条、第66条又は第67条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。	—
1 「運転員等がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置(原子炉制御室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント(マスク及びポンペ等)により対応する場合)又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	—	2 第59条に規定する「運転員が第26条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	2 第74条に規定する「運転員が第三十八条第1項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	—
a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員等がとどまるために必要な手順等を整備すること。	②	a) 原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。	a) 原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。	⑤
b) 原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)が、代替交流電源設備からの給電を可能とする手順等(手順及び装備等)を整備すること。	③	b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。	b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。	⑥
		① 本規定第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員等の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。	① 設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員等の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。	⑥
		② 運転員等はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	② 運転員等はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	⑥
		③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	③ 交替要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。	⑥
		④ 判断基準は、運転員等の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	④ 判断基準は、運転員等の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。	⑥
		c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	⑦
		d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。	d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。	⑧
		e) BWRにあっては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。	e) BWRにあっては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。	⑨

個別説明事項②－(9/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを設定する機器の分類について(2/4)

審査基準、基準規則と対処設備との対応表(2/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合するための資機材					自主対策設備		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
居住性の確保	中央制御室遮蔽	既設	LCO設定対象外				
	中央制御室待避室遮蔽	新設					
	中央制御室換気系 空気調和機ファン	既設	i の機能を有する設備に該当				
	中央制御室換気系 フィルタ系ファン	既設					
	中央制御室換気系 フィルタユニット	既設					
	中央制御室換気系 ダクト・ダンパ	既設	i の機能を有する設備に該当(系に含まれる)				
	中央制御室換気系 給気隔離弁	既設	③				
	中央制御室換気系 排気隔離弁	既設	④				
	中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	既設					
	酸素濃度計	新設	i の機能を有する設備に該当				
	二酸化炭素濃度計	新設					
	可搬型照明(SA)	新設	ii の機能を有する設備に該当				
	—	—	—	—	—	居住性の確保	非常用照明
	データ表示装置(待避室)	新設					
	中央制御室待避室 空気ポンベユニット(空気ポンベ)	新設	i の機能を有する設備に該当				
	衛星電話設備(可搬型)(待避室)	新設					
	中央制御室待避室差圧計	新設					
	衛星電話設備(屋外アンテナ)	新設					
	衛星制御装置	新設	① 他逐条(技術的能力1.19)で整理				
	衛星制御装置～衛星電話設備(屋外アンテナ)電路	新設	③ ④				
	中央制御室待避室 空気ポンベユニット(配管・弁)	新設	i の機能を有する設備に該当(系に含まれる)				
	常設代替交流電源設備	新設					
	可搬型代替交流電源設備	新設	他逐条(技術的能力1.14)で整理				
	燃料給油設備	新設					
	非常用交流電源設備	既設					

個別説明事項②-(10/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを設定する機器の分類について(3/4)

審査基準、基準規則と対処設備との対応表(3/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合するための資機材					自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
汚染持ち込み 防止	可搬型照明(SA)	新設		iの機能を有する設備に該当		
	常設代替高圧電源装置	新設	③		他逐条(技術的能力1.14)で整理	
	可搬型代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設	⑤ ⑥			
	防護具(全面マスク等)及びチェンジングエリア用資機材	新設	⑦			
放射線防護に 関する教育等	-	-	① ② ④	-	-	-
及び平準化 被ばく低減 運転員等の	-	-	① ② ④	-	-	-
運転員等の被ばくの低減	非常用ガス処理系 排風機	既設		iの機能を有する設備に該当		
	非常用ガス再循環系 排風機	既設				
	非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタレイン	既設			iの機能を有する設備に該当(系に含まれる)	
	非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタレイン	既設				
	原子炉建屋原子炉棟	既設				
	非常用ガス処理系排気筒	既設	② ③			
	ブローアウトパネル閉止装置	新設		iの機能を有する設備に該当		
	ブローアウトパネル開閉状態表示	新設	④			iの機能を有する設備に該当(系に含まれる)
	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示	新設				
	常設代替交流電源設備	新設			他逐条(技術的能力1.14)で整理	
	非常用交流電源設備	既設				
	燃料給油設備	新設				
	-	-	-	-	運転員等の被ばくの低減	ブローアウトパネル強制開放装置

個別説明事項②－(11/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係るLCOを設定する機器の分類について(4/4)

中央制御室の居住性(炉心の著しい損傷)に係る被ばく評価の主要評価条件(基準適合性第59条抜粋(東海第二))

項目	評価条件	選定理由	
放出放射能評価条件	評価事象	「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗」(代替循環冷却系を使用できない場合)(全交流動力電源喪失の重量を考慮)	審査ガイドに示されたとおり設定
	放出開始時間	格納容器漏えい:事象発生直後 格納容器圧力逃がし装置による減圧及び除熱:事象発生から約19時間後	MAAP解析結果
	非常用ガス処理系及び非常用ガス再循環系の起動時間	事象発生から2時間後	起動操作時間(115分)+負圧達成時間(5分)(起動に伴い原子炉建屋原子炉棟内は負圧になるが、保守的に負圧達成時間として5分を想定)
	事故の評価期間	7日間	審査ガイドに示す7日間における運転員の実効線量を評価する観点から設定
大気拡散評価条件	放出源及び放出源高さ	放出源:原子炉建屋からの放出(地上高0m)、格納容器圧力逃がし装置排気口放出(地上高57m)及び非常用ガス処理系出口(地上高140m)	原子炉建屋放出時の高さは地上放出として地上高0mで設定 格納容器圧力逃がし装置排気口放出時の高さは地上高57mに設定 非常用ガス処理系からの放出時は排気筒高さとして地上140mに設定
被ばく評価条件	中央制御室非常用循環設備よう素フィルタによる除去効率	95%	フィルタユニットの設計値(チャコールフィルタ効率:97%)を保守的に設定
	中央制御室非常用換気系微粒子フィルタによる除去効率	99%	フィルタユニットの設計値(高性能粒子フィルタ:99.97%)を保守的に設定
	中央制御室非常用換気系の起動時間	事象発生から2時間	全交流動力電源喪失を考慮し、代替電源からの電源供給開始時間から保守的に設定
	空気流入率	1回/h	非常用換気系作動時の空気流入率測定試験結果の結果である0.47回/hに対して保守的に1回/hと設定
	マスクによる防護係数	マスク着用を考慮する場合は事象発生から3時間及び入退域時:50 (その他の期間及びマスク着用を考慮しない場合は評価期間中常時マスク着用なし)	中央制御室非常用換気系作動前及び中央制御室内の放射性物質濃度が下がるまでの時間についてマスクの着用を考慮。
	待避室加圧開始時間	事象発生から約19時間後 (ベント開始時)	格納容器圧力逃がし装置により放出される放射性物質からの被ばくを防護するために待避室に待避すると想定
待避室加圧時間	ベント開始から5時間	中央制御室内に流入した放射性物質からの影響を十分に防護できる時間として設定	

個別説明事項②－(12/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係る手順着手の判断基準について(1/3)

重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧(1/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

手順書		重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視パラメータ(計器)
非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 中央制御室換気系による居住性の確保 a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順	判断基準	信号	原子炉水位 ドライウエル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ
		電源(確保)	M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
	操作	中央制御室換気系の運転	—
非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 中央制御室換気系による居住性の確保 b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順	判断基準	電源(確保)	M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
	操作	中央制御室換気系の運転	—
AM設備別操作手順書 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理	判断基準	信号	原子炉水位 ドライウエル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ
		電源(確保)	M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
	操作	中央制御室内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計

: i の機能を有する設備における手順着手の判断基準

: ii の機能を有する設備における手順着手の判断基準

個別説明事項②－(13/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係る手順着手の判断基準について(2/3)
 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧(2/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

手順書		重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)
AM設備別操作手順書 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理	判断基準	中央制御室内の環境監視	中央制御室待避室差圧計
	操作	中央制御室待避室内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
AM設備別操作手順書 中央制御室の照明の確保	判断基準	電源(喪失)	M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
	操作	可搬型照明(SA)の設置	—
AM設備別操作手順書 中央制御室待避室の準備	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)
		原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度
		原子炉格納容器内の水位	サブプレッション・プール水位
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度(SA)
操作	中央制御室待避室の加圧	中央制御室待避室差圧計	
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 中央制御室待避室の照明の確保、データ表示装置によるプラントパラメータの監視、衛星電話装置(可搬型)(待避室)による通信連絡	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)
		原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度
	操作	可搬型照明(SA)の設置	—
		プラントパラメータの監視	—
衛星電話装置(可搬型)(待避室)による通信連絡	—		
重大事故等対策要領 チェンジングエリアの設置及び運用手順	判断基準	—	—
	操作	チェンジングエリアの設置	GM汚染サーベイメータ

 : i の機能を有する設備における手順着手の判断基準

 : ii の機能を有する設備における手順着手の判断基準

個別説明事項②ー(14/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】原子炉制御室(1.16/第59条)に係る手順着手の判断基準について(3/3)
 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧(3/3)(技術的能力1.16抜粋(東海第二))

手順書		重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ(計器)
非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 原子炉建屋ガス処理系による居住性の確保	判断基準	信号	原子炉水位 ドライウエル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ
		電源(確保)	M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
	操作	非常用ガス処理系運転状態	非常用ガス処理系流量 原子炉建屋負圧
		非常用ガス再循環系運転状態	非常用ガス再循環系流量
非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保 a. 遠隔操作の場合の手順	判断基準	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放	ブローアウトパネル開閉状態表示
	操作	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示
非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住性の確保 b. 現場において人力による操作が必要な場合の手順	判断基準	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放	ブローアウトパネル開閉状態表示
	操作	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示

 : i の機能を有する設備における手順着手の判断基準

 : ii の機能を有する設備における手順着手の判断基準

個別説明事項②－(15/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

【参考】保安規定第57条(中央制御室非常用換気空調系)のLCOが適用される原子炉の状態について(根拠)

重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備の機能を代替する設計基準対処設備は中央制御室非常用換気空調系(保安規定第57条)となる。LCOの適用期間は「運転、起動、高温停止、炉心変更時」であり、**設置許可における仮想事故を想定しても可能な限り被ばくを抑制する観点から設定されたものである。**

○保安規定第57条 中央制御室非常用換気空調系

原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※1又は〔原子炉建屋原子炉棟〕内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。

○(旧)原子炉設置(変更)許可申請書添付八(抜粋)

12.4.4主要設備(2) 中央制御室換気空調系

中央制御室換気空調系は、事故時に放射線業務従事者等を内部被ばくから防護し必要な運転操作を継続することができるようにするため、他の換気系とは独立にして、外気との連絡口を遮断し、チャコール・フィルタを通して再循環することができ、また、必要に応じて、外気を中央制御室換気空調系チャコール・フィルタを通して取り入れることができる設計とする。

また、中央制御室の被ばく評価に係る評価手法(内規)により、想定事故として、設置許可による仮想事故相当を想定し評価を行っている。(仮想事故とは「重大事故※」として取り上げた事故について、より多くの放射性物質の放出量を仮想した事故を想定している)

※原子炉設置(変更)許可申請書添付十の安全解析にて想定した事故(「原子炉冷却材喪失」及び「燃料集合体落下」等)の解析結果を参考に、それらの「事故」の中から放射性物質の放出の拡大の可能性のある事故を取り上げ、技術的に最大と考えられる放射性物質の放出量を想定することとし、「安全評価審査指針」に従い、原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内放出に係る事故として原子炉冷却材喪失を、また、格納容器外放出に係る事故として主蒸気管破断をそれぞれ想定する。

なお、米国STSについても同様の整理としている。

○米国STS(抜粋)

中央制御室環境制御(MCREC)系

適用範囲：モード1、2、3、二次格納容器中で照射済燃料集合体移動時、炉心変更時

(解説)

モード1、2、3においては、設計基準事故は核分裂生成物を放出することがあるので、設計基準事故時及びその後もMCRECは運転可能でなければならない。

モード4、5においては、これらモードでは圧力と温度が制限されていることから設計基準の確立及びその結果は減少している。したがってMCRECを運転可能状態に維持することは重大な放射性物質の放出が想定される次の状態を除いてモード4、5では要求されない。

a) 炉心変更中

b) 原子炉建屋内で照射済み燃料を移動中

個別説明事項②-(16/16)

原子炉制御室及び緊急時対策所に係るLCOを適用する原子炉の状態について

緊急時対策所のSAにおける基準適合性は、DBにおける基準適合性を包含する。
 原子炉制御室のSAにおける基準適合性は、基本的にDBにおける基準適合性を包含するが、DBのみに要求される基準に基づく機器は、基本方針に基づき保安規定に機器名称を記載し、QMS文書で運用を管理する。

【参考】設置許可基準規則第26条、技術基準規則第38条 抜粋

設置許可基準規則第26条	技術基準規則第38条	備考
二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。	3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	追加要求事項
2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし
—	6 原子炉制御室には、酸素濃度計を施設しなければならない。	追加要求事項

保安規定に機器名称を記載し、QMS文書で運用を管理
 【713回審査会合(令和元年5月9日):資料3-1 4. 設備の運用管理について(LCO設定の考え方)】で説明済

↓

- ・監視カメラの設置
- ・気象観測設備等の設置
- ・公的機関から気象情報を入手できる設備の設置

解釈の変更により追加要求事項
 【713回審査会合(令和元年5月9日):資料3-1 5. その他制御室外停止機能(低温停止)のLCOについて】で説明済

SA条文にて規定
 【「LCOを適用する原子炉の状態」はDBを基本として設定】

↓

- ・酸素濃度計
- ・二酸化炭素濃度計

(設計基準事故時及び重大事故等時とも使用する)

【参考】設置許可基準規則第34条、技術基準規則第46条 抜粋

設置許可基準規則第34条	技術基準規則第46条	備考
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	変更なし